

# 「令和4年度神戸市内地域組織基礎調査 調査・分析業務」公募型プロポーザル実施要領

## 1 業務の目的

「神戸市地域コミュニティの基本指針」に掲げられた「地域コミュニティが総合的・自立的な運営を行う姿に移行・発展」していくためには、多様な地域特性を尊重し、全市一律ではなく、地域の成り立ちや実情、活動の地域差などを踏まえた地域コミュニティ施策を展開していく必要がある。

また、家族のあり方やライフスタイル、価値観の多様化が進み、地域課題もより複雑化・多様化している中で、公共的な地域課題に関心を持ち、協力したいと思う住民が参加しやすい環境を整え、地域活動の持続性を高めていくことが重要である。

上記の趣旨から、自治会、婦人会等の地縁団体をはじめとした各地域組織にアンケート調査を行うことで、各地域組織の現状と課題・ニーズを把握する。

これにより、将来にわたり持続可能な地域コミュニティ構築に関する効果的な施策立案に寄与することを目的とする。

## 2 業務の概要

### (1) 委託業務名

令和4年度神戸市内地域組織基礎調査 調査・分析業務

### (2) 業務の内容

別紙「仕様書」のとおり

### (3) 委託契約期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

### (4) 委託金額の上限

6,000,000円（消費税・地方消費税含む）

## 3 契約に関する事項

### (1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議の上、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

### (2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

### (3) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に、受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

## 4 応募者資格

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。
- (2) 神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

- (4) 神戸市における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (6) 会社更生法に基づく再生手続き開始の申立又は民事再生法に基づく再生手続き申立がなされている団体（更生又は再生の手続き開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと神戸市が定めた団体を除く。）でないこと。
- (7) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (8) 「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条」に該当しないこと。
- (9) 租税公課の滞納処分を受けていないこと。
- (10) 共同企業体による応募の場合は、代表者及び構成員が上記(1)から(9)を全て満たすこと。また、神戸市との連絡調整は、代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者の名義で行うこと。これを確認するために、全構成員の共同企業体結成同意書（様式5号）を提出すること。

## 5 事業者選定スケジュール

- (1) 応募書類等の配布： 令和4年6月13日（月曜）
- (2) 応募登録申込及び質問受付締切： 令和4年7月4日（月曜）17時30分
- (3) 質問に対する回答： 令和4年7月8日（金曜）予定
- (4) 企画提案書の提出期限： 令和4年7月26日（火曜）17時30分必着
- (5) 提案審査会： 令和4年7月下旬予定
- (6) 選定結果通知： 令和4年8月上旬予定
- (7) 契約締結： 令和4年8月中旬予定

## 6 応募書類の配布

- (1) 配布期間  
令和4年6月13日（月曜）～令和4年7月26日（火曜）まで
- (2) 配布場所  
神戸市ホームページに掲載
- (3) 配布書類
  - ①企画提案募集要領（本書）
  - ②仕様書
  - ③各種様式（様式1号～7号）

## 7 応募手続き等に関する事項

- (1) 応募登録手続き
  - ア 受付期間 令和4年6月13日（月曜）から令和4年7月4日（月曜）17時30分まで  
(代表者印押印済みの書類のスキャンデータをEメールにて提出)
  - イ 提出書類 様式1号及び2号の通り  
※共同企業体の場合は、共同企業体を代表する者が提出すること。
  - ウ 提出先 「11 問い合わせ先」の通り

(2) 質問の受付

- ア 受付期間 令和4年6月13日(月曜)から令和4年7月4日(月曜) 17時30分まで
- イ 提出方法 様式3号に記載の上、Eメール等により「11 問い合わせ先」まで提出
- ウ 回答方法 参加者全者に対し、令和4年7月8日(金曜)までにEメールにより回答予定

(3) 企画提案書の提出

- ア 提出期限 令和4年7月26日(火曜)17時30分必着  
※PDFファイル等をEメールにて提出するとともに、様式2号(応募申請手続き時にデータ提出を行ったもの)については、押印済みの原本を郵送又は持参すること  
※共同企業体の場合は、様式5号・様式6号についても押印済みの原本を郵送又は持参すること
- イ 提出書類 ①企画提案書提出書(様式4号)  
②企画提案書(様式自由)  
③見積書(様式自由)  
④業務実績調書(様式自由)  
⑤業務実施体制表(様式自由)  
⑥予定スタッフの経歴・従事業務調書(様式自由)  
⑦共同企業体結成届出書(様式5号) ※共同企業体の場合のみ  
⑧共同企業体結成同意書(様式6号) ※共同企業体の場合のみ  
⑨法人・団体概要がわかる資料(様式自由)  
⑩その他補足資料(任意、様式自由)
- ウ 提出先 「11 問い合わせ先」の通り

8 選定に関する事項

(1) 提案審査会

- ア 実施時期 令和4年7月下旬に神戸市役所内にて実施予定
- イ 選定方法 ①案審査会委員は、応募者の企画提案書に対して審査を行う。  
②審査委員は、以下の評価基準に沿って、100点満点で評価を行い、各委員の点数の平均点が最も高い応募者を、委託候補者とする。  
※ただし、合計点が50点未満の場合は委託候補者に選定しない。

評価項目			点数	
①	実施内容	調査業務に関する提案内容	基本方針及び提案内容全般が、本業務内容を理解した上で、独自の工夫を取り入れたものになっているか	20点
			調査対象が具体的かつ確実性があり、業務の目的を達成するにあたり効果的に設定されているか	20点
			調査項目は業務の目的を達成するにあたり十分かつ適切か	15点

			調査のサンプル数はエビデンスとなりうる十分なものとなっているか	15点
②	実施体制	人員及び実績	本業務を遂行するにあたり、管理責任者及び担当スタッフが十分に配置されているか。また、十分な経験と実績を有しているか	10点
		見積金額	提案内容に対して見積金額は適切か	10点
③	地域性		提案者は、神戸市に本店、支店等を設けているか（本店10点、支店5点）	10点
合計				100点

ウ 評価点 審査の結果、評価点が最も高い応募者が複数いる場合は、「実施内容（調査業務に関する提案内容）」の合計点数が高い者を委託候補者とする。「実施内容（調査業務に関する提案内容）」の点数が同点の場合は、くじ引きにより決定する。

## (2) 選考結果の通知

令和4年8月上旬を目途に、全ての応募者に結果を通知するとともに、神戸市ホームページ上で公表する。神戸市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

## 9 契約の締結

「8（1）提案審査会」における最優秀提案者と契約締結の協議を行う。（最優秀提案者の辞退等があった場合は、上位の者から順に契約締結の協議を行うものとする。）

契約の締結にあたっては、「神戸市委託契約約款」に基づく委託契約を締結する。

契約に関して、下記書類の相互間に内容の齟齬がある場合には、以下の順に従って本業務を遂行するものとする。

- ①企画提案書作成に関する質問回答
- ②仕様書
- ③企画提案書等

ただし、「①又は②の内容」と「③の内容」との間に齟齬がある場合、原則として「①又は②の内容」を優先するが、「③の内容」が「①又は②の内容」の水準を上回るときは、その限度で「③の内容」が「①又は②の内容」に優先するものとする。

なお、同一順位の書類間に齟齬がある場合には、本市が事前に事業者と協議した上で、その優先関係を判断する。

## 10 その他

- (1) 企画提案書の作成に要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類について、予め提案審査会前に内容の確認を行う場合がある。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (5) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- (6) 応募申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル応募は無効とする。
- (7) 企画提案書の提出後に、提案審査会への応募を辞退する場合は、速やかに「応募辞退届（様式7号）」を「11 問い合わせ先」までEメールにて提出すること。

## 11 問い合わせ先

神戸市企画調整局参画推進課地域コミュニティ担当 塩見、杉山

住所：〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 市役所1号館12階

電話：078-322-5170 FAX：078-322-6115 E-mail：[community@office.city.kobe.lg.jp](mailto:community@office.city.kobe.lg.jp)